

黒沢映画のDVD化事件：東京地裁平成19(ワ)16775号・平成20年1月28日判決 認容

〔キーワード〕

映画の著作物の著作者と著作権者，頒布権，映画の著作物の著作権の存続期間，旧新著作権法と附則

〔主 文〕

- 1 被告は，別紙物件目録記載1及び2の各DVD商品を輸入し，又は頒布してはならない。
- 2 被告は，別紙物件目録記載1及び2の各DVD商品の在庫品及びその録画用原版を廃棄せよ。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

〔事 実〕

1. 本件は，亡黒澤明（以下「黒澤」という。）が監督を務めた劇場用映画の著作権を有すると主張する原告（松竹株式会社）が，同映画を収録，複製したDVD商品を海外において製造させ，輸入・販売している被告（株式会社コスモ・コーディネート）に対し，被告の当該行為は原告の著作権（複製権及び頒布権）を侵害するとして，著作権法112条に基づき，同DVD商品の複製，輸入，頒布の差止め並びに同商品の在庫品及びその録画用原版の廃棄を求めた事案である。

(1) 当事者

原告は，演劇，映画その他各種の興行並びに映画の製作，売買及び賃貸借等を目的とする株式会社である。

被告は，映画，テレビ・ラジオ番組，コンパクト・ディスクの企画・製作・販売・賃借業務及び輸出入業務並びにこれらに対する製作・投資管理等を目的とする株式会社である。被告は，平成19年（2007年）6月9日，株式会社コスモコンテンツから現商号に商号を変更した。

(2) 黒澤が監督を務めた劇場用映画

「醜聞（スキヤンダル）」と題する劇場用映画（以下「本件作品1」という。）は，黒澤が監督を担当し，原告が製作の上，昭和25年（1950年）4月26日に公開された。

「白痴」と題する劇場用映画（以下「本件作品2」，本件作品1と本件作品2を併せて「本件両作品」という。）は，黒澤が監督を担当し，原告が製作の

上、昭和26年（1951年）6月1日に公開された。

本件両作品は、いずれも独創性を有する映画の著作物であり、原告は、本件両作品についての著作権（ただし、頒布権が含まれるかは争いがある。）を有していた。

黒澤は、平成10年（1998年）9月6日に死亡した。

（3） 被告による本件両作品のDVD商品の販売等

被告は、平成19年（2007年）2月ころから、本件作品1をそのまま収録、複製した別紙物件目録記載1のDVD商品及び本件作品2をそのまま収録、複製した別紙物件目録記載2のDVD商品（以下、別紙物件目録記載1及び2の各DVD商品を併せて「本件被告商品」という。）を、それぞれ被告が録画用原版まで製作した後、海外において第三者に製造させ、頒布目的で輸入し、販売していた。（以下「本件被告行為」という。）

原告は、被告に対して、平成19年（2007年）4月13日に「請求書兼警告書」と題する書面を、同年5月24日に「反論書」と題する書面をそれぞれ送付し、本件被告商品の製造、販売の中止等を求めたが、被告はこれに応じなかった。

〔争 点〕

本件の争点は次のとおり。

- （1） 本件両作品の著作者（争点1）
- （2） 原告は本件両作品の頒布権を有するか（争点2）
- （3） 本件両作品の著作権の存続期間の満了時期（争点3）
- （4） 差止め及び廃棄請求の可否（争点4）

〔判 断〕

1 争点1（本件両作品の著作者）について

- （1） 現行著作権法16条は、映画の著作物の著作者を定めているところ、同規定は、現行著作権法施行前に創作された著作物については適用されない（現行著作権法附則4条）。本件両作品は、現行著作権法施行前に創作された著作物であるから、その著作者について、現行著作権法16条は適用されず、旧著作権法が適用される場所、同法においては映画の著作物の著作者について直接定めた規定はない。

そこで、旧著作権法における映画の著作物の著作者について検討すると、旧著作権法においても、現行著作権法と同様に、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する思想又は感情を創作的に表現した著作物の保護を目的としていると解され、思想又は感情を創作的に表現し得るのは自然人のみであり、

元来、著作者となり得るのは自然人であるとされていたのであるから、映画の著作物の場合も、思想又は感情を創作的に表現した者が著作者となるというべきであり、具体的には、現行著作権法16条と同様に、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者であるというべきである。

- (2) そして、本件両作品において、黒澤は、監督を務めており、本件両作品の全体的形成に創作的に寄与している者と推認され、それを覆すに足りる証拠はない。

確かに、本件両作品は、劇場公開用の娯楽映画であって、映画会社である原告が資金提供を行い、その管理の下で多数のスタッフやキャストが関与して製作されたものであるが、そのことから、直ちに、黒澤の創作的な寄与の程度が減じられるものではないし、黒澤は、本件両作品の脚本も担当していたこと（甲15、乙9）からすると、監督のみを務める者と比較して、より一貫したイメージを持ちつつ、全体的形成に創作的に関わっていたというべきである。

したがって、黒澤は、他に著作者が存するか否かはさておき、少なくとも本件両作品の著作者の一人であると認められる。

- (3) 被告は、当時の映画関係者の考えに照らせば、本件両作品の著作者は映画製作者である原告である旨主張するが、当時の映画関係者の考えや、映画製作者を著作者とする解釈が一般的であったことを示す資料もなく、被告の上記主張は認められない。

また、被告は、本件両作品のような娯楽映画においては、多数のスタッフやキャストが関与し、出資者である映画会社と実際に創作作業に従事した者らとの関係も複雑なのであるから、この場合には、映画製作者を著作者とみるべきであると主張するが、このような事情を考慮しても、上記(2)において検討したとおり、黒澤が著作者であることが認められるのであって、被告の上記主張は理由がない。

2 争点2（原告は本件両作品の頒布権を有するか）について

- (1) 現行著作権法29条1項は、映画の著作物の著作権の帰属について定めているところ、同規定は、現行著作権法施行前に創作された映画の著作物には適用されず、同著作物の著作権の帰属については、なお従前の例によるとされた（現行著作権法附則5条1項）。本件両作品は、現行著作権法施行前に創作された映画の著作物であるから、その著作権の帰属（承継）について、旧14著作権法が適用されるのであるが、旧著作権法には、映画の著作物の著作権の帰属（承継）について直接定めた規定はない。

そうすると、現行著作権法施行前に創作された映画の著作物について、著

作者ではない映画製作者が当該映画の著作権を取得するには、当該映画の著作権を原始的に取得した著作者から、著作権の譲渡を受けることを要するものといえる。

- (2) これを本件についてみると、本件両作品の著作者である黒澤は、同作品の著作権を取得したものと認められるところ、本件両作品の映画製作者である原告は、自らが原始的に本件両作品の著作権を取得した旨を主張するものではないが、「松竹映画」との表示を付して本件両作品を公開・興行し、原告が著作権者である旨の表示を付して本件両作品を収録、複製したDVD商品を販売しており（甲1の1、1の2、15、乙9）、これに対して黒澤ないしその相続人等が異議を唱えていたなどの事情は証拠上うかがわれず、黒澤の相続人が代表者を務め、黒澤に関する諸権利を管理している株式会社黒澤プロダクションは、黒澤が本件両作品の著作権を原告に移転することを容認しており、本件両作品の著作権が原告に帰属することを認める旨述べていること（甲2）にかんがみれば、黒澤は、原告に対して本件両作品の著作権を譲渡していたと推認することができる。

したがって、原告は、黒澤から本件両作品の著作権を承継したというべきである。

- (3) 原告が、黒澤から本件両作品の著作権を承継したとしても、頒布権については、現行著作権法において初めて権利として認められた（26条）ものであるから、現行著作権法施行前に著作権の譲渡が行われた場合に、当該著作物の頒布権についてどのように考えるべきかが問題となる。

この点、現行著作権法附則9条は、「この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第15条第1項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。」と規定しているが、その趣旨は、旧著作権法に基づく著作権と、現行著作権法に基づく著作権とでは、その種類及び内容に差異が存在することから、法により内容が規定されるという著作権の性質上、権利内容が拡大した部分についても処分の対象となっていたものとして扱うものとするものと解される。

そうすると、旧著作権法下において著作権を全部譲渡した場合には、特段の事情のない限り、現行著作権法により権利内容が拡大された著作権の全部を譲渡したとみなされるというべきである。

- (4) そして、本件両作品の著作権の譲渡に関する上記(2)の各事情や、黒澤が本件両作品の著作権に含まれる特定の支分権を自己に留保する意思を有していたと認めるに足る証拠がないことに照らせば、本件においても、原告は、黒澤から本件両作品の著作権の全部を承継したと認めるのが相当であり、これを覆すべき特段の事情はないというべきである。

したがって、原告は、本件両作品の頒布権を有すると認められる。

3 争点3（本件両作品の著作権の存続期間の満了時期）について

(1) 旧著作権法による本件両作品の著作権存続期間

ア 上記第2, 2（前提となる事実）(2)によれば、本件両作品は、現行著作権法の施行前に公表された著作物であると認められるところ、同法附則7条は、同法の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧著作権法による著作権の存続期間が現行著作権法の規定による期間より長いときは、なお従前の例によると規定していることから、まず、本件両作品の旧著作権法による著作権の存続期間について検討する。

イ 旧著作権法は、22条ノ3において、映画の著作物の著作権の存続期間につき、独創性を有するものについては3条ないし6条及び9条の規定を適用し、独創性を欠くものについては23条の規定を適用すると定めていたところ、上記第2, 2（前提となる事実）(2)によれば、本件両作品は独創性を有する映画の著作物であると認められるから、本件両作品の著作権の存続期間は、旧著作権法3条ないし6条及び9条の規定により規律される。

この点、旧著作権法は、

3条 発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス

2 数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間継続ス

4条 著作者ノ死後発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発表又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス

5条 無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス但シ其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第三条ノ規定ニ従フ

6条 官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス

と規定し、著作権の存続期間について、著作者の死亡時期を起算点として一定期間存続するものとした上で（3条、5条ただし書）、著作者の死亡後に発行又は興行された著作物については、当該発表又は興行の時点（4条）、無名又は変名著作物及び団体の著作名義で発行又は興行された著作物については、当該発行又は興行されたとき（5条本文及び6条）をそれぞれ起算点として一定期間存続するものと定めている。これらの規定の仕方に加えて、上記1(1)のとおり、元来、著作者となり得るのは自然人

であるとされていたことにかんがみれば、旧著作権法は、著作権の存続期間につき、著作者の死亡時期を起算点として一定期間存続することを原則とし、著作者の死亡時期が観念できなかつたり、判別できないため上記原則を適用できない無名・変名著作物及び団体著作物について、例外的に5条本文及び6条によって規律するものと解される。

そうすると、旧著作権法6条が定める団体著作物とは、当該著作物の発行又は興行が団体名義でされたため、当該名義のみからは著作者の死亡時期を観念ないし判別することができないものをいうと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、本件両作品のクレジットには、「松竹映画」と団体である原告名義の表示のほか、「監督黒澤明」の表示がされているところ（甲15、乙9）、これは著作者である黒澤の実名を表示したものと認められるから、本件両作品は、著作者の死亡時期を観念ないし判別することができない著作物であるとはいえない。

そうすると、上記第2、2（前提となる事実）及び争点1の認定によれば、本件両作品は、著作者である黒澤の生前に公開されたものであることが認められるから、これらの著作権の存続期間は、旧著作権法3条により規律されるというべきである。

旧著作権法3条及び52条1項は、当該著作物の著作権の存続期間は、著作者が生存している間及びその死後38年間と規定しているところ、黒澤は平成10年（1998年）9月6日に死亡したのであるから（甲2）、旧著作権法の規定に基づく本件両作品の著作権の存続期間は、同法9条により、平成11年（1999年）1月1日から起算して38年間、すなわち平成48年（2036年）12月31日までとなる。

エ 被告は、本件両作品が団体著作物であり、旧著作権法6条、52条2項の規定により、団体著作物の著作権の存続期間は公表後33年となるから、本件両作品の著作権保護期間は既に満了していると主張するが、この主張が採用できないことは、以上の説示に照らし明らかである。

(2) 平成15年改正法による改正前の著作権法による本件両作品の著作権存続期間

平成15年改正法による改正前の著作権法54条1項は、映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年間と規定しているところ、本件作品1は昭和25年（1950年）4月26日に、本件作品2は、昭和26年（1951年）6月1日にそれぞれ公開されたのであるから、同法の規定に基づく著作権の存続期間は、同法57条により、それぞれ平成12年（2000年）12月31日、平成13年（2001年）12月31日までとなる。

そうすると、旧著作権法による著作権の存続期間が平成15年改正法による改正前の著作権法の規定による期間より長いというべきであるから、同法附則7条により、本件両作品の著作権の存続期間は、いずれも平成48年（2036年）12月31日までとなる。

(3) 平成15年改正法による改正後の著作権法による本件両作品の著作権存続期間

平成15年改正法による改正後の著作権法54条1項は、映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年間と規定しているから、同法の規定に基づく著作権の存続期間は、同法57条により、本件作品1については平成32年（2020年）12月31日、本件作品2については平成33年（2021年）12月31日までとなる。

もっとも、著作権法の一部を改正する法律（平成15年法律第85号）附則3条は、現行著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則7条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日が平成15年改正法による改正後の著作権法54条1項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とすると規定している。

そして、本件両作品は、前示のとおり、現行著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則7条の規定によりなお従前の例によることとされるものであり旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日（平成48年（2036年）12月31日）が平成15年改正法による改正後の著作権法54条1項の規定による期間の満了する日（本件作品1については平成32年（2020年）12月31日、本件作品2については平成33年（2021年）12月31日）後の日であるから、本件両作品の著作権の存続期間は、いずれも平成48年（2036年）12月31日までというべきである。

(4) 以上によれば、本件両作品の著作権の存続期間は平成48年（2036年）12月31日までと認められるから、いずれも著作権の存続期間は満了していない。

4 争点4（差止め及び廃棄請求の可否）について

本件被告商品につき、平成19年2月ころから、被告が録画用原版まで製作した後、海外において第三者に製造させ、頒布目的で輸入し、販売していたことは争いが無い。

そうすると、被告が録画用原版を製作したことは、原告が本件両作品について有する複製権を侵害するものであるし、前示のとおり、本件被告商品は、輸

入の時に国内で作成したとしたならば原告が本件両作品について有する複製権の侵害となるべき行為によって作成された物であるから、被告が本件被告商品を輸入する行為は原告の著作権を侵害する行為とみなされる（現行著作権法113条1項1号）。また、本件被告商品を販売する行為は、原告の著作権（頒布権）を侵害する。

もっとも、被告は、上記のとおり、本件両作品の録画用原版を製作し、本件被告商品を海外において第三者に製造させているが、そのほかに被告が本件両作品を複製したり、本件被告商品を国内において製造・複製していることを認めるに足りる証拠はなく、またそのおそれがあると認めるに足りる証拠もない。

したがって、原告は被告に対して、本件被告商品の輸入及び頒布の差止め並びに同商品の在庫品及びその録画用原版の廃棄の限度で、これを求めることができるというべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、本件両作品の著作権に基づき、本件被告商品の輸入及び頒布の差止め並びにその在庫品及び録画用原版の廃棄を求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余の請求は理由がないので、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条1項、61条、64条ただし書を適用し、仮執行宣言は、相当でないので、これを付さないこととして、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1．最近、映画の著作物の著作権をめぐる侵害事件が多いが、本件も被告によるDVD商品の海外製造と輸入、販売が問題となった。

ただ本件の場合、平成15年改正著作権法の施行前に発生した映画作品の著作者と著作権者とが異なることから、ここでも、「附則」の規定をはきんで、映画作品をめぐる旧著作権法における合理的解釈いかんが問題となり、その意味でこの判決が展開している論理には説得力があるといえる。

2．争点1について

平成16年1月1日施行の現行著作権法16条は「映画の著作物の著作者」について規定しているが、同様の規定は旧法時に発生した映画の著作物については適用されないことは「附則4条」で明らかであるし、旧法には映画の著作物の著作者について直接定めた規定はない。そこで、裁判所は、本件映画の著作物の著作者は誰れかについてまず考えたところ、明治32年旧著作権法にあっても、「思想または感情を創作的に表現した著作物」の保護を目的としていると解した後、そのような表現ができるのは自然人だけであるから、映画の著

作物の場合も思想または感情を創作的に表現した者が著作者となると解したのである。そして具体的には、現行法16条と同様に、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当し、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者であると説示し、その結果、本件両作品については、黒沢明が著作者に当たると推認したのである。

この事実は、本件両作品の製作は原告が資金提供し、その管理下で多数のスタッフやキャストが関与してなされたものであったとしても、このことから直ちに黒沢の創作的な寄与の程度が減じられるものではない。黒沢は、本件両作品の脚本も担当していたからすると、監督のみを務める者に比較して、より一貫したイメージを持って全体的形成に創作的に関わっていたのだから、黒沢は少なくとも本件両作品の著作者の1人であると判決は認定した。

3. 争点2について

現行著作権法29条1項は映画の著作物の著作権の帰属について規定するが、旧法時に創作された作品については適用されないことから、なお従前の例によるとされた(附則5条1項)。すると、旧法には、やはり映画の著作物の著作権の帰属(承継)について直接定めた規定はないから、著作者でない映画製作者が当該映画の著作権を取得するには、著作者から著作権の譲渡を受けることが必要と説示した。

そこで、判決は、本件では両作品の著作者は黒沢であり、かつ著作権を取得したものであると認定した後、原告は、「松竹映画」の表示を付して本件両作品を公開・興行し、原告が著作権者である旨の表示も示して本件両作品を収録、複製したDVD商品を販売しているし、これに対し黒沢や黒沢の相続人らが異議を唱えた事情は証拠上ないし、(株)黒沢プロは黒沢が本件両作品の著作権を原告に帰属することを容認していることに鑑ると、黒沢は原告に対して本件両作品の著作権を譲渡していたと推認することができることと認定した。その結果、裁判所は、原告は黒沢から本件両作品の著作権を承継したというべきだと認定したのである。

また、「頒布権」(著26条)については現行著作権法で初めて権利として認められたから、現行法施行前に著作権の譲渡が行われた場合に、当該著作物の頒布権をどう考えるべきかを問題にした。

「附則9条」は、法施行前に旧法下の著作権の譲渡その他の処分は、附則15条1項の規定に該当する場合を除き、新法の著作権の譲渡その他の処分とみなすと規定しているから、本件においても、原告は黒沢から本件両作品の著作権の全部を承継したと認めるのが相当であると認定した。

4．争点3について

判決は、本件両作品の著作権の存続期間の満了時期について、「附則3条」および「附則7条」を考慮すると、旧法による著作権の存続期間の満了日（平成48年（2036）12月31日）が、現行法による改正後の法54条1項による満了日（本件作品1：平成32年（2020）12月31日、本件作品2：平成33年（2021）12月31日）の後の日となるから、本件両作品の著作権の存続期間はいずれも旧法の計算による長い期間が適用されることになると認定した。

5．附則について

新旧両法にわたり存続する著作権の場合にあっては、法改正時に制定される「附則」の規定が経過措置を定めているから重要である。

そこで、本件判決が引用している「附則」の規定内容について、以下にまとめてみるが、各「附則」はその施行年月日がまちまちであるからわかりにくい。

（法人名義の著作物等の著作者についての経過措置）

第4条 新法第15条及び第16条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

（映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置）

第5条 この法律の施行前に創作された新法第29条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に嘱託によって創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第24条又は第25条の規定により生じた効力を妨げない。

（著作物の保護期間についての経過措置）

第7条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第2章第4節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

（著作権の処分についての経過措置）

第9条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第15条第1項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。

（著作隣接権についての経過措置）

第15条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡

その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第101条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日（その日がこの法律の施行の日から起算して50年を経過する日後の日であるときは、その50年を経過する日）までの間とする。

3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第15条1項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第百四条の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。

4 附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。

（映画の著作物の保護期間についての経過措置）

第2条 改正後の著作権法（次条において「新法」という。）第54条第1項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画については、なお従前の例による。

第3条 著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の存続期間の満了する日が新法第54条第1項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

〔牛木 理一〕

(別紙)

物 件 目 録

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 題 名 | 醜聞—スキャンダル— |
| | 監 督 | 黒澤明 |
| | 製作年度 | 昭和25年(1950年) |
| | 商品番号 | COS—009 |
| 2 | 題 名 | 白痴 |
| | 監 督 | 黒澤明 |
| | 製作年度 | 昭和26年(1951年) |
| | 商品番号 | COS—011 |